

陳 情 文 書 表

令 7 陳 情 第 4 号	令和 7 年 2 月 4 日 受理
件 名	従来（紙）の健康保険証の発行存続を求める意見書提出の陳情
陳 情 者	平塚市代官町 2 0 - 2 0 医療生協かながわ平塚診療所気付 平塚地域社会保障推進協議会 会長 原 昭二
陳 情 の 要 旨	
昨年 1 2 月 2 日から、従来（紙）の健康保険証の新規発行はなくなり、健康保険証はマイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることとなりました。 厚生労働省の調査では、昨年 1 2 月に医療機関への受診や薬局を利用する際、マイナ保険証を使った人は 2 5 . 4 2 %、1 1 月対比で約 7 %の増加でしたが、いまだ従来（紙）の健康保険証を利用している人が 7 割以上もいます。マイナ保険証では資格確認ができない事態が続いており、マイナ保険証に対する国民の不安、不信を払拭できないでいます。 従来（紙）の健康保険証の有効期限は、国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入者は 2 0 2 5 年 7 月 3 1 日まで、協会けんぽや組合けんぽの加入者は 2 0 2 5 年 1 2 月 1 日までです。有効期限が切れて以降、マイナンバーカードを持たない人、マイナ保険証の登録をしていない人には、健康保険証の代わりとして、資格確認書が申請なしで交付されます。しかし、本則は「申請制」であり、申請なしで資格確認書が交付されるのは「当面の間」とされています。また、マイナ保険証の利用登録はしたけれど資格確認書を使いたいという人は、登録解除をすれば資格確認書が交付されます。資格確認書は、従来（紙）の健康保険証と体裁は全く同じであり、機能も同じです。これでは、新たに資格確認書を発行する必要はなく、従来（紙）の健康保険証を存続すればいいだけです。 政府は、新たに運転免許証をマイナンバーカードに紐づけしますが、現行の運転免許証は併存させます。運転免許証が併存できて、健康保険証が併存できない理由があるはずがありません。 マイナンバーカードの利活用に対応しきれない医療機関も一定数あり、閉院	

という選択を取らざるを得ない現状も生まれています。

我が国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも、必要な時に日本国内で等しく医療を受けられる「国民皆保険」制度を採っています。国民健康保険は、「国民皆保険」制度のセーフティネットを担い、保険者である自治体が健康保険証の発行責任を負っていました。しかし、マイナ保険証への一本化により保険者の健康保険証の発行責任をなくしてしまいました。

我が国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、昨年１２月２日に発行停止とした従来（紙）の健康保険証を存続させることを求めます。

以上の点から、次の事項について、地方自治法第９９条の規定に基づき、国に対して意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

国に対し、昨年１２月２日に発行停止とした従来（紙）の健康保険証について、発行の存続を求める意見書を提出すること。